

経税部だより

# 民主党政府の所得税改正

税理士 林 明

東日本大震災の影響で、震災前に予定されていた税制改正法案の議論が中断したままでしたが、ようやく再開されようとしている。

あらためて、民主党政権がめざす税制のなかで、今回所得税の改正の方向について検証してみたいと思う。

## 1. 所得税の現状

所得税の税収は1991年の26・7兆円をピークに暫時減じていき、2010年には12・6兆円とピーク時に比べて半減してしまっただけに、財政難といわれる昨今において税収がこれだけ落ち込んでいることに政府内でも何らかの対策を講じている。

## 2. 今年度税制改正大綱

2011年度税制改正大綱の中で所得税について基本的な考え方を次のように述べている。

「所得税については、一略一所得再分配機能と財源調達機能が大きく低下しています。格差社会に対応するためにも、累進構造を基本とする所得税については、雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、所得再分配機能等を回復するための改革を進める必要があります。」

## 3. 所得の再分配

所得の再分配というのは、高額な所得には低額な所得と比べより高率な税負担を求め、それにより集めた税金を国民に等しく最低限の文化的生活を保障していくための財源にしているというものである。これにより再分配前の所得格差がそのまま生活格差にならないようにするものである。

そのために、税率構造の見直しはもとより、高所得者に対して結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大を図ることは、

から、金融所得課税の一体化に向けた取組みを進めます」  
このような基本的な考え方から同じく大綱には当面する具体的改正項目として以下のようなものが提案されていた。

## 4. 所得控除の縮小と給付付き税額控除

高額の所得に対する税負担には目をつむる一方で、所得の再分配機能の回復つまりは低所得者への所得の移転をどう図るか、という命題への取組みとして税制改正大綱では所得控除の縮小、所得控除から税額控除へさらには新しく給付付き税額控除という制度が登場してきた。

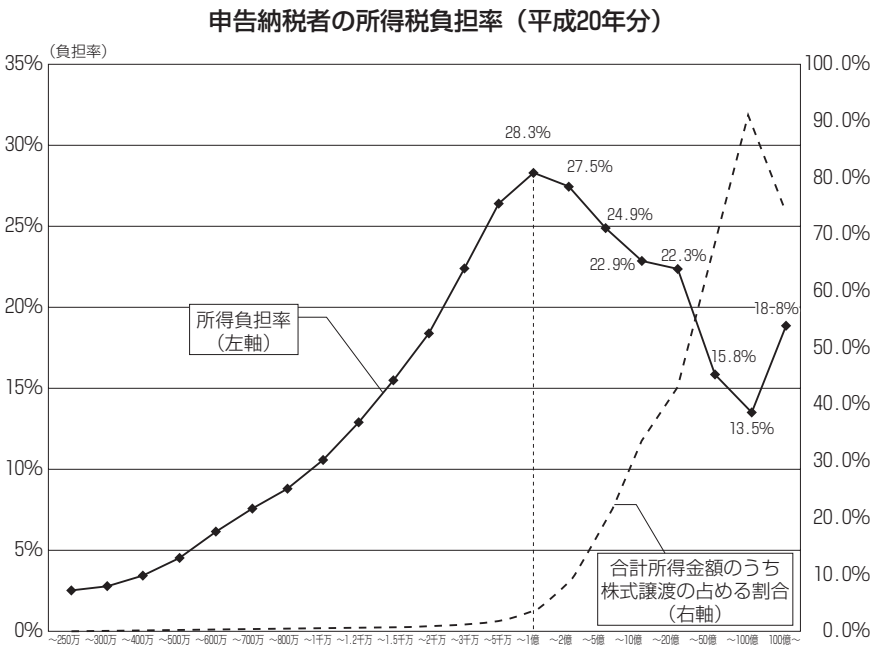
先はこの給付付き税額控除という制度について少し紹介したいと思います。

給付付き税額控除とは所得に対して税率を乗じて所得税を一旦算出するが、そこから勤労による収入や子どもの数、または負担した消費税に応じた一定の控除額を差引くことをいう。

差引いて所得税がゼロになって終わりになるかと言えはそうはならず、引ききれなかった控除額を給付しようというものである。

ただし諸外国の例では、所得に無理に課税すると自国の課税ベースが浸食される、つまりよその国に逃げていく、というのが大方の政府内の議論のようである。

このように議論に引張られ、庶民には程遠い高額な所得に対する低い課税には改正の目が向かないようである。



(備考) 国税庁「平成20年分申告所得税標準調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。  
(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

## やむを得ない

所得控除を税額控除に置き換えるという大きな問題がある。

所得控除の縮小となれば課税最低限が引き下がることになり、憲法25条が要請する生活費非課税

に、現金給付を優先しているように。現金を給付し一面国民の面倒を見ていようだが、現金給付し、あとは市場原理任せにし、他の社会保障制度をないがしろにしたままでは、国民の健康で文化的な生活を保障していくという国家の責任の放棄ともいえる。

国として直接的な社会保障制度への関わりを、

に、現金給付を優先しているように。現金を給付し一面国民の面倒を見ていようだが、現金給付し、あとは市場原理任せにし、他の社会保障制度をないがしろにしたままでは、国民の健康で文化的な生活を保障していくという国家の責任の放棄ともいえる。